令　和　８　年

草加市議会９月定例会議案

草　　加　　市

写

草加市告示第６２２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により令和８年草加市議会９月定例会を次のとおり招集し、同条第７項の規定により告示する。

令和８年８月２０日

草加市長　瀬　戸　百合子

１　期　　日　　令和８年８月２７日

２　場　　所　　草加市議会議場

議　案　目　次

第４３号議案　令和７年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について……　１
第４４号議案　令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……　３
第４５号議案　令和７年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…　５
第４６号議案　令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……　７
第４７号議案　令和７年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……　９
第４８号議案　令和７年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…　１１
第４９号議案　令和７年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……　１３
第５０号議案　令和７年度草加市水道事業決算の認定について……　１５
第５１号議案　令和７年度草加市立病院事業決算の認定について……　１７
第５２号議案　令和７年度草加市公共下水道事業決算の認定について……　１９
第５３号議案　令和８年度草加市一般会計補正予算（第３号）……　別添
第５４号議案　令和８年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）……　別添
第５５号議案　令和８年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）……　別添
第５６号議案　令和８年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）……　別添
第５７号議案　令和８年度草加市介護保険特別会計補正予算（第１号）……　別添
第５８号議案　令和８年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）……　別添
第５９号議案　令和８年度草加市立病院事業会計補正予算（第１号）……　別添
第６０号議案　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……　２１
第６１号議案　草加市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について…　２９
第６２号議案　草加市景観条例の一部を改正する条例の制定について……　３５
第６３号議案　新田駅西口地区調整池本体整備工事請負契約の締結について……　４１

第６４号議案　財産の取得について……　４５
第６５号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……　４９

第４３号議案

令和７年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４４号議案

令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４５号議案

令和７年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４６号議案

令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４７号議案

令和７年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４８号議案

令和７年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第４９号議案

令和７年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第５０号議案

令和７年度草加市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度草加市水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第５１号議案

令和７年度草加市立病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度草加市立病院事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第５２号議案

令和７年度草加市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度草加市公共下水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第６０号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行う必要を認めた。これがこの条例案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（草加市監査委員に関する条例の一部改正）

第１条　草加市監査委員に関する条例（昭和４３年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

（草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　草加市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成３１年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（草加市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　草加市水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（草加市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第４条　草加市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

参　考　資　料

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

（草加市監査委員に関する条例の一部改正）

旧	新
（請求又は要求による監査） 第６条　法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、第２４３条の２の８第３項（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第２７条の２第１項の規定による監査の請求又は要求があるときは、１０日以内に監査に着手しなければならない。 ２　法第７５条第３項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第９８条第２項の規定による監査の結果に関する報告、第１９９条第９項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表並びに第２３５条の２第３項並びに地方公営企業法第２７条の２第２項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第２４３条の２の８第３項（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から６０日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	（請求又は要求による監査） 第６条　法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、第２４３条の２の９第３項（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第２７条の２第１項の規定による監査の請求又は要求があるときは、１０日以内に監査に着手しなければならない。 ２　法第７５条第３項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第９８条第２項の規定による監査の結果に関する報告、第１９９条第９項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表並びに第２３５条の２第３項並びに地方公営企業法第２７条の２第２項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第２４３条の２の９第３項（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から６０日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

旧	新
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。

（草加市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

旧	新
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。

（草加市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

旧	新

（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。

第６１号議案

草加市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

草加市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の所要の整備を行う必要を認めた。これがこの条例案を提出する理由である。

草加市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

草加市認可地縁団体印鑑条例（平成５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条第１項中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

参　考　資　料

草加市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（登録資格） 第２条　条文略 ⑴　条文略 ⑵　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号へに規定する職務代行者 ⑶　条文略 ～　～ ⑸　条文略 （印鑑の登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 ２　条文略 ～　～	（登録資格） 第２条　条文略 ⑴　条文略 ⑵　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者 ⑶　条文略 ～　～ ⑸　条文略 （印鑑の登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第１８条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 ２　条文略 ～　～

４　条文略	４　条文略

第６２号議案

草加市景観条例の一部を改正する条例の制定について

草加市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

景観法の一部改正に伴い、引用条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市景観条例の一部を改正する条例

草加市景観条例（平成２０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、「、法第１６条第１項に規定する行為のうち」を削る。

第１４条中「第１６条第７項各号」を「第１６条第８項各号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）附則第１条本文に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参　考　資　料

草加市景観条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（届出を要しない行為） 第１０条　法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、法第１６条第１項に規定する行為のうち、次に掲げる行為とする。 ⑴　条文略 ～　　～ ⑹　条文略 （届出の対象とならない行為の景観計画への適合） 第１４条　法第１６条第７項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める法第８条第４項第２号の規定に基づく基準に適合するよう努めなければならない。	（届出を要しない行為） 第１０条　法第１６条第８項第１２号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ⑴　条文略 ～　　～ ⑹　条文略 （届出の対象とならない行為の景観計画への適合） 第１４条　法第１６条第８項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める法第８条第４項第２号の規定に基づく基準に適合するよう努めなければならない。

第６３号議案

新田駅西口地区調整池本体整備工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定により一般競争入札に付した新田駅西口地区調整池本体整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、同法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

１　契約の目的　　新田駅西口地区調整池本体整備工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　８５４，０４７，７００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　７７，６４０，７００円）

４　契約の相手方　　長栄・雅特定建設工事共同企業体

代表構成員　埼玉県草加市長栄二丁目３６番地３４

長栄建設工業株式会社

代表取締役　落　合　祥　一

構　成　員　埼玉県草加市遊馬町５２９番地７

有限会社雅興業

代表取締役　平　田　雅　弥

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

新田駅西口土地区画整理事業に伴う雨水流出抑制施設として地下式調整池を整備するため、本工事を施工する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

入　札　結　果　表

工　事　名　　新田駅西口地区調整池本体整備工事

公告年月日　　令和８年７月１３日

開 札 日 時　　令和８年８月４日　午前１０時

工　　期　　本契約締結の日から８６０日間

（単位　円）

入　札　業　者　名	第１回	備考
長栄・雅特定建設工事共同企業体	776,407,000	落札（くじ）
三成・葉月特定建設工事共同企業体	776,407,000	
草加・大翔特定建設工事共同企業体	776,407,000	
新日本・王保保特定建設工事共同企業体	776,407,000	
小林・正木特定建設工事共同企業体	776,407,000	
埼玉・クレアス特定建設工事共同企業体	776,407,000	
大土建・祝設備特定建設工事共同企業体	776,407,000	

第６４号議案

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取 得 財 産　　ＬＥＤ照明器具

２　取 得 価 格　　２９，５２９，６５４円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２，６８４，５１４円）

３　契約の相手方　　埼玉県草加市青柳八丁目２５番９号

株式会社サクノ電気

代表取締役　沼　澤　弘　典

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内の公園、広場等で使用するＬＥＤ照明器具を購入する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

入　札　結　果　表

件　　名　　公園施設照明の一括ＬＥＤ化推進事業

公告年月日　　令和８年７月１０日

入 札 日 時　　令和８年７月３０日　午前１０時

（単位　円）

入　札　業　者　名	第１回	備考
株式会社サクノ電気	40,000,000	落札
株式会社ケイワイテック	61,500,000	
有限会社高橋電気	65,000,000	
東武電設株式会社	－	辞退

落札額のうち、取得財産に係る額　２６，８４５，１４０円

第６５号議案

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

関昌央氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　草加市[redacted]

氏　　名　　関（せき）　昌（まさ）　央（てる）

生年月日　　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

公平委員会委員関昌央氏は、令和８年１１月３日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

経　　歴

住　　所	草加市[redacted]			
氏　　名	関　　昌　央			
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（[redacted]歳）			
学　　歴	平成	２年	３月	東京大学法学部政治学科卒業
職 歴 等	平成	２年	４月	防衛庁入庁
	平成	５年	４月	同庁退職
	平成	７年	４月	司法修習生採用
	平成	９年	４月	司法修習生修習終了
	平成	９年	４月	弁護士登録
	平成	９年	４月	関昌央法律事務所設立、現在に至る。
	平成	１２年	１月	草加市公平委員会委員に就任
	平成	１６年	１月	同委員会委員任期満了
	平成	３０年	１１月	同委員会委員に就任、現在に至る。
	令和	２年	３月	東埼玉資源環境組合公平委員会委員に就任
	令和	２年	４月	同委員会委員長に就任
	令和	６年	３月	同委員会委員長退任
	令和	６年	３月	同委員会委員任期満了
	令和	７年	５月	草加市公平委員会委員長に就任、現在に至る。

令　和　８　年

草加市議会９月定例会報告

草　　加　　市

報　告　目　次

第１７号報告　専決処分の報告について……　１

第１８号報告　専決処分の報告について……　５

第１９号報告　令和７年度健全化判断比率の報告について……　９

第２０号報告　令和７年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について……　１１

第２１号報告　令和７年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について……　１３

第２２号報告　令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……　１５

第２３号報告　令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……　１７

第２４号報告　令和７年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について…　１９

第２５号報告　アコス株式会社第３７期事業計画及び事業収支予算書の提出について……　２１

第２６号報告　アコス株式会社第３６期事業報告書の提出について……　２３

第１７号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１２５，３４９円

内訳　物件損害賠償の額　１２５，３４９円

（道路賠償責任保険により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　[redacted]

３　事故の概要

令和７年６月１０日午後７時３０分頃、[redacted]氏が草加市金明町９１０番地先の市道１０２５９号線を車椅子で通行中、マンホール脇のアスファルト舗装の穴にて転倒し、車椅子が損傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市金明町９１０番地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和８年６月２３日

草加市長　瀬　戸　百合子

第１８号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、公務の事故による損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　２４，２００円

内訳　物件損害賠償の額　２４，２００円

（自動車共済により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　[redacted]

３　事故の概要

令和８年１月２３日午前１０時２５分頃、職員が公務のため公用車で市道３０７０６号線を走行中、右折する際に、草加市[redacted]の[redacted]氏宅の駐車場に車両が乗り上がり、敷地内のコンクリートブロックを損傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市[redacted]地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和８年７月１５日

草加市長　瀬　戸　百合子

第１９号報告

令和７年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和７年度健全化判断比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （　１１．２５　）	－ （　１６．２５　）	５．７ （　２５．０　）	２８．６ （　３５０．０　）

（注）

１　健全化判断比率が負数（黒字）の場合は「－」で表示

２　実質赤字比率の実数値は△９．７９％

３　連結実質赤字比率の実数値は△２６．１５％

４　括弧内の数値は、早期健全化基準を記載

５　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は小数点第３位以下を切捨て、実質公債費比率及び将来負担比率は小数点第２位以下を切捨て

第２０号報告

令和７年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度草加市水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度草加市水道事業会計資金不足比率

資金不足比率（%）	備　考
－ （　２０．０　）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号）第１７条第１号の規定により事業の規模を算定

（注）

１　資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示

２　実数値は△１１９．４％

３　括弧内の数値は、経営健全化基準を記載

４　資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第２１号報告

令和７年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度草加市立病院事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度草加市立病院事業会計資金不足比率

資金不足比率（%）	備　考
－ （　２０．０　）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号）第１７条第１号の規定により事業の規模を算定

（注）

１　資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示

２　実数値は△５．９％

３　括弧内の数値は、経営健全化基準を記載

４　資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第２２号報告

令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率（%）	備　考
－ （　２０．０　）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号）第１７条第４号の規定により事業の規模を算定

（注）

１　資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示

２　資金の不足額及び剰余額はなし

３　括弧内の数値は、経営健全化基準を記載

４　資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第２３号報告

令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率（%）	備　考
－ （　２０．０　）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号）第１７条第４号の規定により事業の規模を算定

（注）

１　資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示

２　資金の不足額及び剰余額はなし

３　括弧内の数値は、経営健全化基準を記載

４　資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第２４号報告

令和７年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

令和７年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率

資金不足比率（%）	備　考
－ （　２０．０　）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号）第１７条第１号の規定により事業の規模を算定

（注）

１　資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示

２　実数値は△８２．２％

３　括弧内の数値は、経営健全化基準を記載

４　資金不足比率は小数点第２位以下を切捨て

第２５号報告

アコス株式会社第３７期事業計画及び事業収支予算書の提出について

アコス株式会社第３７期事業計画及び事業収支予算書について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第３７期事業計画及び事業収支予算書　別添

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

第２６号報告

アコス株式会社第３６期事業報告書の提出について

アコス株式会社第３６期事業報告書について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第３６期事業報告書　別添

令和８年８月２７日提出

草加市長　瀬　戸　百合子